

令和８年度における中小企業基盤整備機構の中小企業者に関する契約の方針

令和８年７月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和８年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小機構は、令和８年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として６５％、金額が約３３億円になるように目指すものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るように努め、概ね４％を目指すものとする。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１ 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。

また、発注を行う際、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等の必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うものとする。

２ 情報提供

法第９条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他の必要に応じ

て協力を行うものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

中小機構本部、各地域本部、中小企業大学校東京校の調達部門（以下「調達部門」という。）の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、入札に関する手続き等について情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

発注内容を踏まえて必要に応じて、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

保有施設の管理業務、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、各地域本部、中小企業大学校東京校分を含めて、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

5 分離・分割発注の推進

物件等の発注を行う際は、あらかじめ価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

また、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用など発注能力の向上に向けた取組を実施するものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から、「発注関係事務の運用に関する指針」において、適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう留意するものとする。

6 適正な納期・工期・納入条件等の設定

① 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや複数年契約の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握を行うものとする。

② 物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確に設定するものとする。

- ③ 物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示するなどして、実質的な銘柄指定も行わないものとする。
- ④ 物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第３３条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和７年法律第６０号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者に委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和７年３月２７日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるものとする。

７ 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

８ 全省庁統一資格の等級に関する配慮

一括調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

- ① 各地域本部において消費される物件等については、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、極力各地域本部の所管する地域内の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や地域への精通度等を評価することにより、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。
- ③ 工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争入札においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等を評価項目として採用することにより、地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に努めるものとする。
- ④ 業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

10 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

- ① 技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。
- ② 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、再委託先を含めたスタートアップからの公共調達の拡大に向けて、効果的な施策の検討を行うものとする。具体的には、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）についての申合せ（令和6年6月10日関係府省庁等申合せ）の一層の活用に加えて、資金繰りへの配慮等のスタートアップの参入を促す入札や契約実務等に係る実態把握と運用促進に努めるとともに、SBI R制度等の研究開発成果の積極的な調達、本格調達に向けたデジタルマーケットプレイス等の調達を容易にするツールの活用促進などが含まれる。

11 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

12 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力（５）に掲げる分離・分割発注を行うものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができるものとする。

災害時の燃料供給協定等において災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討するものとする。

一般競争入札により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うものとする。

原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行い、また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するよう努めるものとする。

1 3 公共工事におけるダンピング防止推進の周知

中小機構は、ダンピングの防止について、入札説明書に記載を行い、周知に努めるものとする。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条の規定を踏まえて、工事の入札を行う際には、当該規定に定めた様式のとおり入札金額の内訳書の提出を求めるものとする。

1 4 適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

- ・ 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・ 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・ 最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・ 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・ 消費税及び地方消費税の負担等

なお、保有施設の管理業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、

最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、中小機構と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

1.5 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 中小機構は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札説明会資料において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者としめない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。
- ③ 低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないように取り扱うものとする。

1.6 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 中小機構は、物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮するものとする。
- ② 中小機構は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、債権の譲渡が必要と認められる場合は対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

1.7 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

中小機構は、清掃、警備、施設管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の

改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

1 8 中小建設業者の取引適正化に対する配慮

中小機構は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）における持続可能な建設業の実現という趣旨と中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化に努めることとし、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大を図るものとする。

1 9 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

①工事の契約時の対応

中小機構は、工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

さらに、主要な資材の供給の著しい減少、資材価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じる。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

②物件及び役務の契約時の対応

中小機構は、物件及び役務の契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③全ての発注における対応

上記①、②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するものとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。

20 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

中小機構は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

21 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するものとする。

22 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記21と同様の配慮に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

中小機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

中小機構は、役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

（2）競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場

合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

中小機構は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、調達担当部門の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、適切に対応する。

2 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小機構は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 中小機構の契約の基本方針の普及及び徹底等

中小機構は、中小機構の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、中小機構の地域本部等は、地域の中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 中小機構の契約の基本方針の共有

中小機構本部及び各地域本部並びに中小企業大学校東京校は、中小機構の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努めることとする。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。